



# 税相だより

—— 案ずるよりはまず相談 ——

<https://www.zeisou.net/>

第 228 号

令和 5 年 9 月 1 日

税相だより  
発行協力会

北九州市小倉北区  
紺屋町13-1  
毎日西部会館4F  
TEL 531-2431



## 小倉城

小倉城天守閣は天保8年(1837年)に火災で焼失しましたが、昭和34年(1959年)に再建されました。小倉城400年の歴史を映像で楽しめたり、宮本武蔵のリアルフィギュアと一緒に写真を撮れるフォトスポットもあります。

夜間に入城しお酒を楽しめる「ナイトキャッスル」などさまざまなイベントも行われています。

税相だよりのバックナンバーはHPからいつでもご覧いただけます



## ● 北九州商工会議所管内税務相談所所在地 ●

門司税務相談所	〒801-0863	門司区栄町2番3号ニッチクビル3階	TEL 332-2380 FAX 321-2380
小倉税務相談所	〒802-0081	小倉北区紺屋町13番1号毎日西部会館4階	TEL 531-2431 FAX 531-2451
小倉南税務相談所	〒802-0804	小倉南区下城野1丁目9番18号KM第5ビル3階	TEL 951-3033 FAX 922-6008
若松税務相談所	〒808-0034	若松区本町3丁目11番1号バイサイドプラザ若松本館4階	TEL 771-3726 FAX 771-5692
八幡税務相談所	〒805-0061	八幡東区西本町4丁目1番1号さわらびガーデンモール八幡1番街2階	TEL 681-4538 FAX 671-1559
八幡西税務相談所	〒807-0856	八幡西区八枝3丁目7番19号	TEL 603-4777 FAX 603-4779

# ～電子取引データの保存要件が緩和されます～ 電帳法を正しく理解し適切に対応しましょう!!

## 電子帳簿保存法とは

各税法において保存が義務付けられている帳簿書類について、一定の要件を満たしたうえで電子データによる保存を可能とすることと、所得税法・法人税法上の保存義務者が電子ファイルで送付・受領した請求書等のデータ保存を求めることを定めた法律です。

	<b>① 電子帳簿等保存</b> パソコン等を使用して作成した帳簿や取引書類を電子で保存し、紙保存を不要とする制度	2022年1月より要件緩和 事前承認も不要!
	<b>② スキャナ保存</b> 取引相手から受け取った書類等を画像データ化して保存し、紙保存を不要とする制度	
	<b>③ 電子取引データの保存</b> メールやウェブ上でやり取りした電子ファイルをデータで保存することを義務付ける制度	2024年1月以降も 多くの中小企業が 従前の保存方法でOK!

### 3 電子取引データの保存 (多くの中小企業が従前の保存方法のままでOK!)

2024年1月1日から、電子メールの添付ファイル等で受領・送付した請求書等は、I.改ざん防止措置や、II.検索機能の確保といった保存要件に従った電子データの保存が必要になる予定でしたが、令和5年度税制改正により、中小企業の経理実務を考慮して、下記のとおり要件が緩和されます。

#### <令和5年度税制改正による要件緩和 (一部抜粋)>

対象		I.改ざん防止措置	II.検索機能の確保	その他の要件
全ての事業者	原則	必要	必要	
	例外	必要	不要	・出力書面を日付等ごとに整理して保存 (売上高5,000万円以下の事業者は出力書面の保存も不要) ・税務職員から求められた際にデータで渡す (データを消去しない)
相当の理由によりシステム対応が間に合わなかった事業者等		猶予措置 不要	不要	・出力書面の保存 ・税務職員から求められた際にデータで渡す (データを消去しない)

➡ システム対応が間に合わないといった相当の理由がある事業者等については、上記I、IIの要件が不要となり、「出力書面を保存」し、「税務職員から求められた際にデータで渡せる」状態にしておけば、多くの中小企業が従前の保存方法のままで良いこととされます。

## R5.10.1インボイス制度開始！！

R5.9.30までに申請書を提出した場合はR5.10.1から登録を受けることが可能です。

登録通知が届くまでに時間がかかりますのでお早めの申請をおすすめします！

インボイスに伴う簡易課税制度選択（2割特例）について簡易課税制度選択届出書を届出る必要はありません。卸売業（第一種事業）の方は簡易課税制度選択届出書の提出が必要な場合がありますので担当者にご相談ください。



### 税のミニ知識



## 日本の税の歴史について～第4回～

### 年貢による税の安定確保と運上・冥加

～江戸時代～

江戸時代の税の中心は年貢だったが、商工業者に対する税も、**運上金・冥加金**（株仲間と呼ばれる同業者が商売の特権を認めてもらうかわりに納められる税）として納められた。

[年貢] 土地の耕作者は、五公五民の場合、収穫高の50%を米で、藩・幕府に納めた。（四公六民の場合、収穫高の40%）

[運上金] 収益に応じて課税

[冥加金] 営業の許可や独占を領主に願い出る際の献金。後には、一定率で課された。

### 地租改正による税制度の大改訂と

### 戦争による増税

～明治・大正・昭和（初期）時代～

[明治時代]

明治政府は、1873年に歳入の安定化を図るため、**地租改正**を実施した。

また、1887年に**所得税**が導入された。

[大正・昭和（初期）時代]

戦費調達のための増税が続いた。一方で、現在ある税の仕組みもでき始めた。

1940年には勤労所得に源泉徴収制度が採用された。

[地租改正]

土地の所有者に対して、地価の3%を地租として、貨幣で納めさせた。

北九州市租税教育推進協議会 編集

「令和4年度 中学校社会科学習資料 私たちのくらしと税金」より作成

# 会員さんのご紹介 ～小倉北区～



## 焼きパイ家 ローズマリー

福岡県北九州市大倉3-5-28

営業時間：10:00～18:00

TEL：093-533-0358

定休日：月曜日・火曜日（火曜日は隔週）



### 今年で20周年のアップルパイ専門店

ご主人が丁寧に作られたアップルパイは、リンゴの絶妙な甘さ・食感、生地のサクサク感…様々な美味しさを感じられ、口の中に幸せが広がります♪メインのアップルパイだけでなく、季節毎の果物を使った商品や創作商品等その時によって違った商品も並んでいます。

ホールのアップルパイは、電話で予約注文すれば焼きたてを買うことができます。是非、足を運んでみてください！



**掲載ご希望の会員様を募集中です（無料）。担当者までお声掛けください。 \*次回は門司エリアになります！**

6月に下記の税務相談所で専担税理士が交代いたしました。よろしくお願いいたします。

所 属	氏 名
小 倉税務相談所	おち あい ひろむ 落 合 弘 税理士
小倉南税務相談所	かわ の ひで つぐ 河 野 英 著 税理士
八 幡税務相談所	と だ ゆう き 戸 田 勇 樹 税理士